

戸 第 1 1 5 号

平成 26 年 4 月 2 日

松阪市長 山中 光茂 殿

津地方法務局長 檜山 達雄

市町村長処分不服申立事件の審判について

津家庭裁判所松阪支部平成 25 年（家）第 911 号市町村長処分不服申立事件につき、本年 3 月 24 日、津家庭裁判所松阪支部は、子の名に「巫」の文字を使用した出生届の追完届を受理せよとの審判（以下「本件審判」という。）を行いました。

津地方法務局としては、本件審判について、下記理由により、即時抗告をするものと考えます。

記

1 戸籍事務の全国における統一的な取扱いの必要性について

仮に、即時抗告を行わず本件審判を確定させた場合、子の名に「巫」を使用した本件審判に係る出生届が受理されることとなるが、戸籍法施行規則別表第二にない「巫」を使用した出生届が受理されることは、戸籍事務の全国における統一的な事務処理に支障を来すこととなる。

2 「JIS 第 2 水準の漢字」であることを理由として人名用漢字とすることの問題点について

本件審判は、「巫」の文字が常用平易な文字であることの理由として、① 総画数が比較的少なく、単純かつ一般的な構成要素からなっており、かつ、② JIS 第 2 水準の文字であることを挙げているが、JIS 第 2 水準の漢字は、個別分野用漢字として、「主要 4 漢字表（情報処理学会標準漢字コード表、行政管理庁基本漢字、日本生命人名漢字表、国土行政区画総覧）のいずれかに現れ、第 1 水準漢字集合に含まれなかつた漢字すべて」を選定したものであり、3390 字がこの範囲に属し、難解な漢字も含まれているこ

とから、平成16年の戸籍法施行規則別表第二の改正の際には、JIS第2水準の漢字は、原則として常用平易性は認められないものと整理されている。

3 上級審の判断を仰ぐ必要性について

平成21年4月30日法務省令第24号による戸籍法施行規則の改正は、市区町村長の出生届の不受理処分に対する不服申立事件を契機とするものであるが、上級審の判断を仰いだ上で行われている。

本件においても、審判が確定されることは戸籍事務全体に対する影響が懸念されるものであるから、上級審の判断を仰ぐことが相当である。

平成28年5月17日

[REDACTED] 様

津地方法務局総務課庶務係 橋本
TEL 059-228-4191

開示決定文書の送付について

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項及び第5項本文に基づく裁決（平成28年5月11日付け法務省民一第468号）により、当局がした行政文書の一部開示決定（平成27年2月26日付け総（庶）第124号）を変更し、開示請求に係る対象文書2の9枚目及び10枚目の不開示部分が開示決定されましたので、当該文書を送付します。